

連盟のあらまし

- ・ 内閣総理大臣の認可を受け、平成 25 年 4 月 1 日から一般財団法人となりました。
- ・ 目的は一般財団法人日本郵政退職者連盟定款に定めてあるとおりです。
- ・ この目的を達成するため、各種の事業を行っています。

情報公開資料（PDF）

- ・ 一般財団法人日本郵政退職者連盟定款
- ・ 一般財団法人日本郵政退職者連盟 役員名簿
- ・ 令和 6 年度事業計画書
- ・ 令和 6 年度収支予算書
- ・ 令和 5 年度事業報告書
- ・ 令和 5 年度財務諸表

貸借対照表 正味財産増減計算書

財産目録 財務諸表に対する注記

主な事業等の概要

地域貢献活動

- ・ 北海道、東北、関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄

の郵政退職者の会の多くの会員が地域貢献活動を実践しています。

それらの活動が評価され、毎年内閣府からエイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例で表章されています。

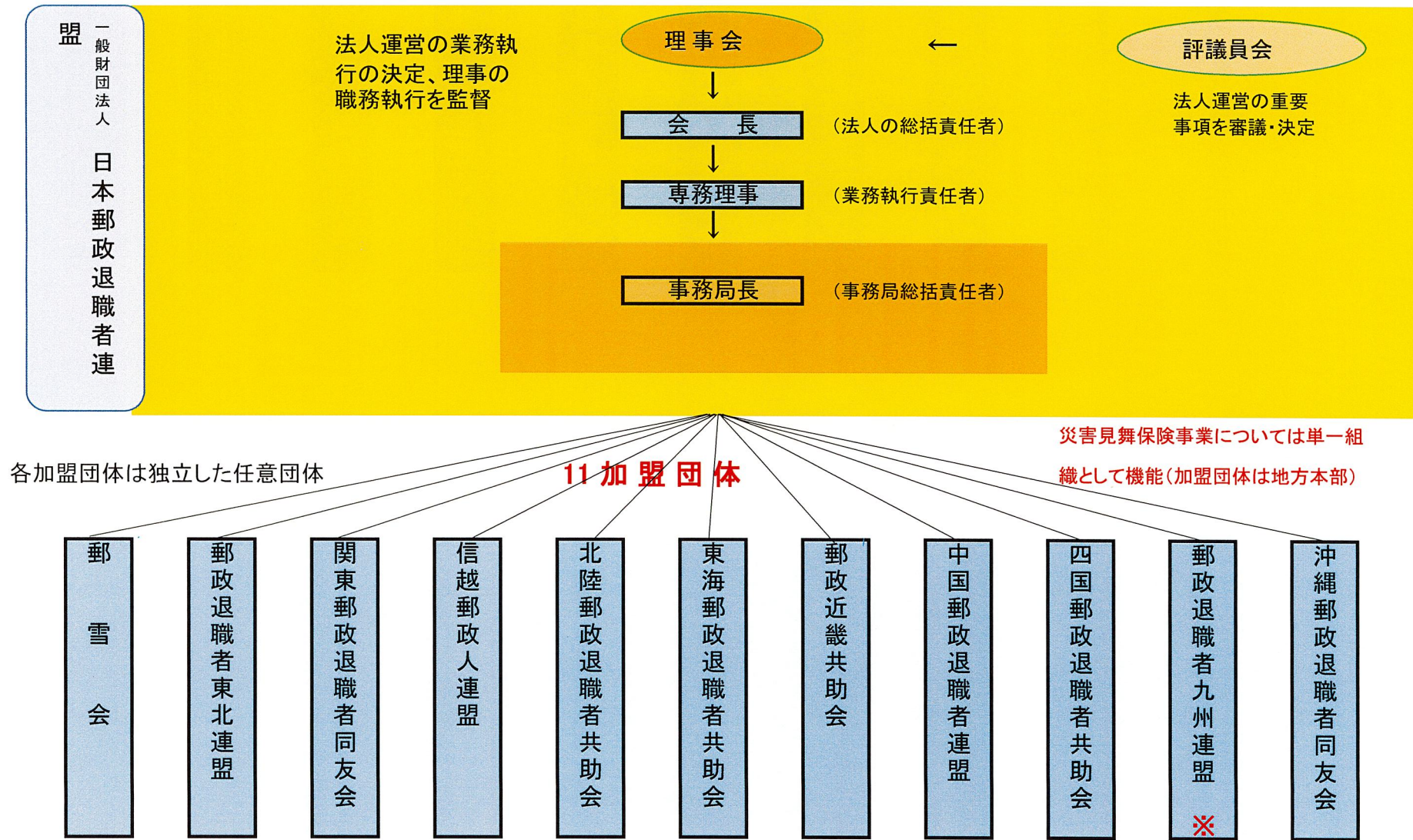
災害見舞保険事業

- ・ 災害見舞事業は、昭和 47 年 5 月、郵政退職者の会の会員相互の災害見共済制度として創設し、平成 24 年 11 月 30 日に総務大臣から特定保険業の認可を受け、平成 25 年 4 月 1 日から認可特定保険業に移行し災害見舞保険として再スタートしました。
- ・ この保険は火災や自然災害等に備え、小さな負担で大きな安心を支える保険です。
- ・ ご契約の申込みは、北海道から沖縄まで全国 11 の地方本部（郵政退職者の会）で取り扱っております。（資料参照）

災害見舞保険のあらましは次のとおりです。

組織・業務執行体制

(令和6年3月31日現在)



※ 郵政退職者九州連盟は、令和6年8月1日から「九州郵政グループ共助会」に名称変更します。

災害見舞保険商品のあらまし

(小さな負担で大きな安心)

- 1 災害見舞保険の契約ができる方は、各地方で組織されている郵政退職者の会の会員及びその配偶者又は3親等内の親族の方々です。

2 商品の概要 (令和6年4月1日現在)

(1) 保険の対象と契約限度口数

区 分		契約限度口数
家屋 (又は専有部分)	① 保険契約者が所有し、かつ自ら又はその家族もしくはその両者が居住又は管理するもの	25 口
	② 保険契約者の家族が所有し、かつ契約者又はその家族もしくはその両者が居住するもの	20 口
	③ 保険契約者又はその家族が所有する郵便局舎 (①及び②の契約の限度口数とは別口)	20 口
	④ 保険契約者が所有又は区分所有し、保険契約者以外の者(家族を除く)が居住する賃貸住宅	10 口
家財	① 保険契約者が所有し、かつ自ら又はその家族の住居内に保有するもの	10 口
	② 保険契約者の家族が所有し、かつその家族の住居内に所有するもの	5 口

注：、1契約につき、家屋と家財合わせて35口まで(郵便局舎は別口)とします。

(2) 保険料と保険期間

保険料 (ゆうちょ銀行口座の自動払込み)				保 険 期 間
1口当たり年額	35口年額	20口年額	15口年額	保険期間は1年間 (自動更新)
840 円	29,400 円	16,800 円	12,600 円	

(3) 保険金等の主な支払事由

保険金等	補償内容	1 口あたり 保険金額	最高補償額 (35 口加入の場合)
火災保険金	全 焼	1,000 千円	35,000 千円
	部分焼		全焼の支払額を限度として損害の額
風水雪害等 災害見舞金	全壊・流失	340 千円	11,900 千円
	大規模半壊	200 千円	7,000 千円
	半壊	170 千円	5,950 千円
	準半壊・一部損壊・床上浸水	15 千円	525 千円
弔慰金	火災・災害等により保険契約者が死亡した場合に保険金額等の 10% 相当額を補償	・ ・ ・ ・ ・	1,000 千円 を限度とする。

地震災害 見舞金 (災害救助法が適用された場合、又は震度 6 弱以上という地震基準による地震等が発生した時の損害に対して支払います。)	全壊・流失	140 千円	4,900 千円
	大規模半壊	80 千円	2,800 千円
	半壊	70 千円	2,450 千円
	準半壊・一部損壊 (損害額 10 万円以上を対象とします。)	10 千円	350 千円